

# 兵庫県警察広域交通管制要領の制定について（例規）

（昭和 47 年 4 月 1 日）  
兵警交規例規第 17 号

## 第 1 趣旨

この要領は、県下及び関係府県における交通情報を一元的に把握し、交通状況の変化に即応した広域交通管制を行うために必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

### 1 交通情報

交通渋滞情報、交通障害情報及び走行管理情報をいう。

### 2 交通渋滞情報

車両の過度集中、小規模の事故等（道路の通行不能、通行の禁止及び制限の場合を除く。）の事由により、道路上における車両の交通が滞り、車列の長さが 300 メートル以上になっている状態の情報をいう。

### 3 交通障害情報

自然災害、道路工事、事故その他の理由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び制限（片側通行、車種別通行止め等）に関する情報をいう。

### 4 走行管理情報

車両の走行速度及び車間距離に関する情報をいう。

### 5 交通管制

道路交通に関する情報の収集、分析及び伝達、信号機、道路標識及び道路標示の操作並びに警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に対する交通規制に関する指令を一体的かつ有機的に行うことをいう。

### 6 交通渋滞度

交通渋滞の度合いをいい、車列の長さにより次のように区分する。

区 分	車 列 の 長 さ
渋滞度 1	300メートル以上 500メートル未満
渋滞度 2	500メートル以上 1,000メートル未満
渋滞度 3	1,000メートル以上 2,000メートル未満
渋滞度 4	2,000メートル以上

## 第 3 交通管制センターの業務

交通管制センターの長は、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）の指揮を受け、所要の職員を指揮して、次の業務を行うものとする。

### 1 交通情報の収集及び分析

### 2 電子計算機システムによる信号機の集中制御

### 3 交通渋滞及び交通障害事案の処理

### 4 可変標識及び交通情報板の操作

### 5 緊急時の交通管制及び現場警察官等に対する交通規制等の直接指示

6 交通情報の広報

7 その他交通管制に関する事務

第4 交通情報の収集範囲及び方法

交通規制課長、交通部交通機動隊長（以下「交機隊長」という。）交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長の交通情報の収集範囲及び収集方法は、次のとおりとする。

区 分	交通情報の収集範囲	交通情報の収集方法
交通規制課長	県下全般及び関係府県内	交通管制センターにおける交通渋滞情報自動収集（別表第1の交通渋滞自動収集要点からの自動収集をいう。）装置及び走行管理情報自動収集（別表第3の走行管理情報自動収集要点からの自動収集をいう。）装置の利用によるほか、高速隊長、警察署長、道路管理者、日本道路交通情報センター等を通じて収集する。
交機隊長	兵庫県警察組織規程（昭和58年兵庫県警察本部訓令第2号）第6条第2項に規定する担当の区域、道路又は路線	道路管理者及び日常の警察活動を通じて収集する。
高速隊長		
警察署長	管轄区域	日常の警察活動のほか、別表第2の交通渋滞収集指定道路（以下「指定道路」という。）については、交通情報モニターを設定する等により収集する。

第5 交通情報の報告等

- 1 交機隊長、高速隊長及び警察署長は、前記第4により収集した交通渋滞情報及び交通障害情報については交通（渋滞・障害）情報報告書（様式第1号）により走行管理情報については走行管理情報報告書（様式第2号）により、交通部長に報告（交通管制センター経由）しなければならない。
- 2 交機隊長、高速隊長及び警察署長は、前記1により報告した交通渋滞又は交通障害事案のうち、特に重要と認めるものについては、現地の視察を継続して行わせ、その推移等必要な事項を交通部長に報告（交通管制センター経由）しなければならない。
- 3 警察官等は、交通情報を認知したときは、速やかにその旨を発生地を管轄する所属長に通報しなければならない。この場合において、緊急に措置する必要があると認めるものについては、直ちに混雑緩和又は危険防止の措置をとるとともに、その旨を交通管制センターの長に通報しなければならない。
- 4 地域部通信指令課通信司令室の各当番の長は、110番その他により緊急に措置

する必要があると認める交通情報を認知したときは、直ちに交通管制センターの長に通報しなければならない。

#### 第6 交通管制の指示等

- 1 交通管制センターの長は、前記第5により、報告等のあった交通情報のうち、緊急に措置する必要があると認める事案については、直接、現場に配置された警察官等に対して手信号又は信号機の手動操作、う回誘導、通行の禁止、通行の制限等必要な措置をとるよう指示することができる。
- 2 交通管制センターの長は、前記1により、現場に派遣された警察官等に直接指示したときは、事後速やかに当該警察官等の所属する長にその内容を通報するものとする。

#### 第7 交通渋滞、交通障害事案の解消措置

- 1 高速隊長又は警察署長は、管轄区域等において交通渋滞若しくは交通障害事案が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、速やかに警察官等を現場に派遣し、交通整理、危険防止等必要な措置をとるとともに、適切な現場広報を行い、交通渋滞又は交通障害事案の早期解消に努めなければならない。
- 2 交通規制課長、高速隊長及び警察署長は、交通障害事案が発生した場合、道路管理者において交通規制を実施することが適当であると認めるときは、速やかに当該道路管理者に対し、交通規制を実施するよう要請するものとする。
- 3 高速隊長及び警察署長は、交通渋滞又は交通障害事案が発生し、広域的な交通規制、広報活動等を必要と認めるときは、その措置を交通部長に要請（交通管制センター経由）することができる。
- 4 交通部長は、前記3の要請又は交通規制課長等からの報告により、広域的な交通規制等の措置を必要と認めるときは、関係所属長に必要な指示を行い、交通渋滞又は交通障害事案の早期解消に努めなければならない。

#### 第8 通報等

- 1 交通規制課長は、警備実施、雑踏警備、警衛警護等の実施に必要と認める交通情報を収集したときは、関係所属長に通報するものとする。
- 2 交機隊長、高速隊長及び警察署長は、収集した交通情報が他の管轄区域等に関連すると認めるときは、それぞれ関係所属長に通報するものとする。

#### 第9 交通渋滞処理計画の策定

高速隊長及び警察署長は、交通渋滞が発生した場合に迅速的確な解消措置を講ずるため、渋滞度が3以上になるおそれのある地点における交通渋滞処理計画を策定しておかなければならない。

#### 第10 広報

交通規制課長、高速隊長及び警察署長は、収集した交通情報を日本道路交通情報センター、報道機関その他の関係機関に積極的に提供するほか、電話による照会に応じてこれを広報するように努めるものとする。

#### 第11 その他

交通管制センターの勤務要領等必要な事項は、交通部長が別に定める。

別表・別記様式（略）